

4.2. 資源を有効に活用する循環型都市

主要課題

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ✓ 本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者による3Rの取り組みを促す施策を実施し、ごみの減量と資源化を推進することが必要です。
- ✓ ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働で住みよいまちを構築していくことが必要です。
- ✓ 広大な市域を抱えることから、ごみの運搬距離が長距離になっています。また、ごみ処理施設の老朽化も進んでいるため、安定的かつ効率的なごみ処理と資源化が行える体制を整備する必要があります。

産業廃棄物対策の推進

- ✓ 産業廃棄物の多量排出事業者や処理業者に対し、引き続き減量化や再生利用の取り組みを要請するとともに、不法投棄撲滅に向けた監視体制の構築や地域への啓発活動が必要とされています。

バイオマスの活用

- ✓ バイオマスの活用に当たっては、現状で未利用となっている材を活用し、既存の活用形態に影響を及ぼさないよう配慮する必要があります。
- ✓ バイオマスは、原材料として利用するマテリアル利用を軸とするものの、本市域のエネルギー自給率向上に資するエネルギー利用のための新たな仕組みづくりも必要です。
- ✓ 本市で発生するバイオマスのうち、賦存量に対して活用が進んでいない「間伐材」と「生ごみ」を重点的に活用していくことが必要です。

4.2.1. 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

4.2.1.1. ごみの減量と資源化の推進

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 生ごみの減量の推進
- 🍃 紙類減量の促進
- 🍃 資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備
- 🍃 ごみ処理有料化の検討
- 🍃 事業系ごみの減量、資源化、適正処理などの推進

- ア 生ごみの水切りに関する情報発信を行います。
- イ 堆肥化容器の配付や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量を推進します。
- ウ 雑がみ回収促進のための資源物回収保管庫貸与事業を実施します。
- エ 資源物の回収拠点のあり方について、総合的な検討を行い、再構築を図ります。
- オ 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。
- カ もえるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し協議します。
- キ 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第58号。以下「廃棄物条例」という。）に基づいて指導を行います。
- ク 清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のために監視・指導を行います。



【生ごみの水切り】



【堆肥化容器】

4.2.1.2. 意識啓発と環境教育の推進

👉 施策の基本的方向

- 🍃 ごみ排出ルールの周知徹底
- 🍃 ごみ減量に関する環境教育の充実
- 🍃 不法投棄防止対策と資源物持ち去り取締りの強化

- ア ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。
- イ 3R などに関する出前講座や説明会を実施します。
- ウ 小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。
- エ ごみ減量を行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進します。
- オ 資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。



【小学生社会科副読本】

4.2.1.3. 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備

👉 施策の基本的方向

- 🍃 ごみ処理施設の新設及び統廃合の検討
- 🍃 ごみ収集運搬方法の検討

- ア 新清掃工場及び新破砕処理センターの建設に着手します。
- イ 西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。
- ウ 旧ごみ施設を計画的に解体をします。
- エ 新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。
- オ 戸別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。

4.2.1.4. 市の率先行動

📌 施策の基本的方向

- 🌿 グリーン購入の推進と文具の使用量削減
- 🌿 ごみの適正処理や 3R の推進

- ア 環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。
- イ 私物ごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。
- ウ 課内で不要となった備品、物品の情報を全庁で共有し、他部署での再使用を実施します。

4.2.2. 産業廃棄物対策の推進

4.2.2.1. 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

📌 施策の基本的方向

- 🌿 多量排出事業者に対する処理計画の策定指導
- 🌿 公共工事における産業廃棄物の発生抑制

- ア 多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。
- イ 市が発注する工事などにおいては、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

4.2.2.2. 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進

📌 施策の基本的方向

- 🌿 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止の指導
- 🌿 産業廃棄物の処理状況の適正管理の指導
- 🌿 排出事業者や処理業者に対する立入検査等の強化
- 🌿 産業廃棄物の不法投棄の監視活動の強化

- ア 排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。
- イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。
- ウ 排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。
- エ 不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。



【不法投棄パトロール】

4.2.2.3. 排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化

👉 施策の基本的方向

- 🌿 不法投棄の実態や違法性についての広報・啓発活動の実施
- 🌿 業界団体と連携した研修会・講習会の実施
- 🌿 関係行政機関と連携した産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集

- ア 市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。
- イ 産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。
- ウ 都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。



【適正処理説明会】

4.2.2.4. 排出事業者における処理責任の徹底

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく排出事業者における処理責任の徹底

- ア 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 23 年浜松市条例第 44 号）に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実

地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。

4.2.2.5. 産業廃棄物処理施設の設置

👉 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく生活環境に配慮された廃棄物処理施設の設置

ア 産業廃棄物の処理施設は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 29 号）を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。

4.2.3. バイオマスの活用

4.2.3.1. バイオマスの確保

👉 施策の基本的方向

🌿 バイオマスの搬出・収集に係る労力・コスト軽減のための支援の検討

- ア 未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援を検討します。
- イ 剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。
- ウ もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。



【剪定枝回収】

4.2.3.2. バイオマスのマテリアル利用

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づくバイオマスのマテリアル利用の徹底
- 🌿 バイオマスのマテリアル利用手法の周知
- 🌿 バイオマスのマテリアル利用に係る労力・コスト軽減のための支援の検討

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）などに基づき、産業廃棄物（木くず・動植物性残さ・家畜ふん尿など）のリサイクルの徹底を啓発します。
- イ 市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマ

ス回収率の向上を図ります。

- ウ 家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。

4.2.3.3. バイオマスのエネルギー利用

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 木質ペレットなど、現在製造されているバイオマスの継続的な需要先の確保
- 🌿 バイオマス発電事業や熱電併給事業の誘致の推進
- 🌿 未利用バイオマスのエネルギーとしての利用方法の調査・研究

- ア 木質ペレット製造の効率改善を図るとともに、継続的な需要先を確保します。
- イ 廃食用油から製造した **BDF** をごみ収集車などの燃料として活用するとともに、ボイラー燃料への使用を検討します。
- ウ 木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電併給事業を推進します。
- エ 事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。
- オ 下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。



【木質ペレット製造施設】

環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 25 年度 (2013)	平成 36 年度 (2024)
1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量 (本市人口により 1 日当たりの一般廃棄物排出量を算出)	897.7g/人・日	850.5g/人・日
リサイクル率 (資源物量+再資源化量) / 総排出量)	21.5%	30.1%
バイオマス活用率 ^{※1} (活用量 / 発生量)	平成 23 年度 (2011) ----- 67%	78%

※ バイオマスは、種類によって成分に違いがあるため炭素量を基準とする。

※1 バイオマス活用率は、間伐材・木くず・生ごみ・家畜ふん尿・剪定枝・廃食用油・古紙・下水汚泥の発生量と活用量の合計を炭素換算して算出したもの。なお、下水汚泥活用率は 100%として計算している。バイオマスの種類ごとの活用率については、「浜松市バイオマス活用推進計画」参照。